

亀岡市優良工事施工者表彰要綱

(目的)

第1条 本要綱は、亀岡市が発注した建設工事のうち、他の模範となる優れた工事を施工した者を表彰することにより、公共工事の品質の確保並びに請負業者の技術力及び施工能力の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 請負業者 本市が発注した工事の施工者で、次に掲げるものをいう。
 - ア 亀岡市内に本社又は本店がある建設業者
 - イ 亀岡市内に本社又は本店がある建設業者を含む共同企業体
- (2) 工事成績評定点 亀岡市請負工事成績評定実施要領に定める項目別評定点（第3号様式）における評定点合計をいう。

(優良工事)

第3条 前年度に竣工した工事のうち、次の各号のいずれかに該当するものを優良工事とする。

- (1) 施工体制、施工状況、品質などが特に優れているもの。
- (2) 困難な施工条件への対応、創意工夫、地域への貢献などにおいて、特に顕著な取り組みが認められるもの。
- (3) 災害復旧工事や緊急工事において、早期の復旧に取り組み、二次被害を未然に防止するなど、その功績が特に顕著であるもの。
- (4) その他、表彰することが適当と認められるもの。

(欠格事項)

第4条 前条の工事が次の各号のいずれかに該当するものは、表彰の対象としない。

- (1) 工事成績評定点が80点未満であるもの。
- (2) 施工において事故、法令違反等があったもの。
- (3) 表彰の前年度から表彰日までの間に、亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けた請負業者が施工したもの。
- (4) 前年度に竣工した他の工事の工事成績評定点が65点未満であった請負業者が施工したもの。
- (5) その他、表彰することが不適当と認められるもの。

(共同企業体)

第5条 共同企業体は、代表者が市内業者の場合のみ表彰の対象とする。この場合において、当該共同企業体は一の請負業者とみなし、共同企業体を構成する単独の請負業者とは別の業者として取り扱うものとする。

2 共同企業体が前条各号のいずれかに該当するときの取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 共同企業体を構成する単独の建設業者が前条各号のいずれかに該当するときは、当該共同企業体も該当するものとする。
- (2) 共同企業体が前条各号のいずれかに該当するときは、当該共同企業体を構成する単独の建設業者も該当するものとする。

(表彰の種類)

第6条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 最優秀賞として、優良工事のうち工事成績評定点の最高点の工事の請負業者を表彰する。
- (2) 優秀賞として、優良工事のうち、前号の工事を除く工事種別毎の工事成績評定点の最高点の工事の請負業者を表彰する。

(優良工事施工者表彰審査委員会)

第7条 市長は、被表彰者の決定に当たり、表彰の対象について審査をするため、亀岡市優良工事施工者表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員会は、委員長が招集するものとし、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会は、次条の規定により報告のあった工事について、表彰の適否を審査する。
- 5 委員会の庶務は、契約検査課において処理する。

(審査委員会への報告)

第8条 契約検査課長は、第3条の規定に該当するものがあるときは、優良工事報告書を委員会に提出するものとする。

(表彰の決定)

第9条 市長は、委員会の審査結果に基づき、表彰する請負業者を決定する。

(表彰の方法)

第10条 表彰は、市長が表彰状を授与することにより行う。

(公表の方法)

第11条 市長は、表彰を行った工事及び請負業者を、市のホームページ等で公表するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。